

宮崎大学職務発明等に対する補償金支払細則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成18年4月11日

(趣旨)

第1条 この細則は、宮崎大学職務発明等規程第10条の規定に基づき、補償金の額の算定方法等について必要な事項を定める。

(出願補償金の支払)

- 第2条 学長は、宮崎大学(以下「本学」という。)が職務発明等に係る特許を受ける権利を承継し、これに基づく特許出願をした場合において、発明等を行った教職員等(以下「発明者等」という。)から請求があったときは、当該発明者等に対し予算の範囲内において、本学が出願した発明に応じて、5,000円に本学の持分を乗じた額の補償金を支払うものとする。
- 2 外国出願も同様に取り扱うが、複数国に外国出願する場合であっても、1つの出願として取り扱う。
 - 3 前2項の規定は、国内優先権主張出願の場合には適用しないものとする。

(出願補償金の請求・辞退手続)

第3条 発明者等は、本学に出願補償金を請求する場合には、別記様式第1号(出願補償金請求書)を学長に提出する。ただし、出願補償金を辞退する場合には、別記様式第4号(出願補償金辞退届)を学長に提出する。

(登録補償金の支払)

- 第4条 学長は、本学が職務発明に係る特許を受ける権利を承継してこれに基づく特許出願により特許権を取得し、又は本学が職務発明に係る特許権を譲受けた場合において、発明者等から請求があったときは、当該発明者等に対し予算の範囲内において、本学が取得し又は譲受けた特許権1件につき、登録補償金として15,000円に、本学の持分を乗じた額を支払うものとする。
- 2 学長は、本学が職務発明に係る特許を受ける権利を承継して、これに基づく外国における特許出願により特許権を取得し、又は本学が職務発明に係る外国における特許権を譲受けた場合において、発明者等から請求があったときは、当該発明者等に対し予算の範囲内において、本学が取得し、又は譲受けた特許権1件につき、登録補償金として15,000円に、本学の持分を乗じた額の補償金を支払うものとする。ただし、同一発明につき複数の外国出願がある場合には、最初に取得した特許権に対してのみ支払うものとする。

(登録補償金の請求・辞退手続)

第5条 発明者等は、本学に登録補償金を請求する場合には、別紙様式第2号(登録補償金請求書)を学長に提出する。ただし、登録補償金を辞退する場合には、別記様式第5号(登録補償金辞退届)を学長に提出する。

(実施補償金の支払)

- 第6条 学長は、本学が職務発明に係る特許を受ける権利又は特許権を承継し、特許出願中の特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により収入を得た場合において、発明者等から請求があったときは、当該発明者等に対し予算の範囲内において、当該特許出願中の特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により、毎年1月1日から12月31日までの間に本学に納入された金額(以下「本学の収入実績」という。)から、特許の取得に要した経費及び特許の維持保全に必要な経費(以下「直接経費」という。)を差し引いた額に、100分の50を乗じて算出した額を、補償金として支払うものとする。
- 2 前項の直接経費の控除にあたっては、次の各号を適用する。
 - (1) 既払い分については全額回収されるまで優先充当する。
 - (2) 特許の維持保全に必要な経費については各年で優先充当する。

(実施補償金の請求・辞退手続)

第7条 発明者等は、本学に実施補償金を請求する場合には、別記様式第3号（実施補償金請求書）を学長に提出する。ただし、実施補償金を辞退する場合には、別記様式第6号（実施補償金辞退届）を学長に提出する。

（共同発明者に対する補償）

第8条 第2条、第4条及び第6条の規定において、当該補償金の支払いを受ける権利を有する発明者等が2名以上あるときは、補償金はそれぞれの持分に応じて支払うものとする。ただし、その持分に応じてそれぞれの発明者等から本学に対し補償金を請求するものとする。

（転退職又は死亡したときの補償）

第9条 第2条、第4条、第6条及び第8条に規定する補償金の支払いを受ける権利は、当該権利にかかわる発明者が本学に勤務しなくなった後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

（補償金請求権の承継人又は転退職者による補償金の請求手続）

第10条 第3条、第5条、第7条及び第8条の規定は、本学に勤務しなくなった発明者又は発明者の有する補償金の支払いを受ける権利を承継した者（以下、「権利承継者」という。）が補償金を請求する場合に準用する。

2 本学に勤務しなくなった発明者等が補償金を請求する場合は、補償金請求書（別記様式第1号、第2号及び第3号）の該当欄には、本学が職務発明を承継したときの職名と、本学に勤務しなくなった年月日を記載するものとする。

3 権利承継者が補償金を請求する場合には、これを証する書面（例えば戸籍抄本の写し、住民票、譲渡契約書の写しなど）を添付し、補償金請求書（別記様式第1号、第2号及び第3号）の該当欄には、請求に係る発明者等及び承継理由（例えば「相続」、「譲渡契約」）並びに続柄（例えば「発明者の妻」）を記載するものとする。

（職務発明に準ずる発明への準用）

第11条 この細則は、本学の教職員等が職務発明に準ずる発明をした場合において、当該教職員の申出に基づき本学が当該発明に係る特許を受ける権利又は特許権の継承を承認したときは、職務発明に準ずる発明に準用する。

（考案への準用）

第12条 この細則は、本学の教職員等がした考案に準用する。この場合において、第2条中「5,000円」とあるのは「2,500円」と、読み替えるものとする。

（意匠の創作への準用）

第13条 この細則は、本学の教職員がした意匠の創作に準用する。この場合において、第2条中「5,000円」とあるのは「2,500円」と、読み替えるものとする。

（品種の育成への準用）

第14条 この細則は、本学の教職員がした品種の育成に準用する。この場合において、第2条中「5,000円」とあるのは「2,500円」と、読み替えるものとする。

（著作物の創作への準用）

第15条 この細則は、本学の教職員がした著作物の創作（プログラム及びデータベースに限定）に準用する。ただし、この場合において、第2条及び第4条は適用されないものとする。

（出願変更されたときの補償）

第16条 第4条の規定の適用にあたっては、出願中に特許出願が実用新案登録出願又は意匠登録出願に変更されたときは、それぞれ考案又は意匠の創作の例により、実用新案登録出願又は意匠登録出願が特許出願に変更されたときは発明の例によるものとする。

（学外の発明者に対する補償）

第17条 本学が、学外の発明者から特許等を受ける権利を承継した場合、当該発明者等への補償金の支払は、本学の発明者等に対する支払と同等に取扱うことができる。なお、この場合において、補償金の辞退も同様に取扱うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月11日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

出願補償金請求書

平成 年 月 日

国立大学法人宮崎大学長 殿

「国立大学法人宮崎大学の職員等の職務発明等に対する補償金細則」により、下記の発明等に関する出願補償金を請求します。

請求人	
住所(〒)	
氏名(フリガナ)	
印	
現職	
振込先金融機関名 機関名及び支店名 種別 口座番号	

記

金額	円	出願国名
発明等の名称	発明等の種別 発明 考案 創作(意匠・回路配置) 採択(商標) 育成	
出願番号	出願年月日	出願者名
発明者の氏名	発明者の持分	
発明者が発明を行ったときの所属部署		
その他		

(様式第1の記入上の注意)

- ・「発明等の種別」欄は、該当する発明等の にレを記入する。創作の場合は、意匠、回路配置のいずれかを囲む。
- ・「発明等の名称」欄は、育成の場合は、品種の名称及び品種の属する農林水産植物の種類を記入する。
- ・「発明者の氏名」欄は、考案の場合は「考案者の氏名」と、創作の場合は「創作者の氏名」と、採択の場合は「採択者の氏名」と、育成の場合は「育成者の氏名」とそれぞれ読み替える。
- ・「発明者の持分」欄は、考案の場合は「考案者の持分」と、創作の場合は「創作者の持分」と、採択の場合は「採択者の持分」と、育成の場合は「育成者の持分」とそれぞれ読み替える。
- ・「発明者が発明を行ったときの所属部署」は、考案の場合は「考案者が考案を行ったときの所属部署」と、創作の場合は「創作者が創作を行ったときの所属部署」と、採択の場合は「採択者が採択を行ったときの所属部署」と、育成の場合は「育成者が育成を行ったときの所属部署」とそれぞれ読み替える。
- ・第10条に規定する本学に勤務しなくなった発明者(考案者、創作者、採択者、育成者)が補償金を請求する場合は、「その他」欄に本学が職務発明等を承継したときの職名と本学に勤務しなくなった年月日を記入する。
- ・第10条に規定する権利承継者が補償金を請求する場合には、「その他」欄に請求に係る発明者(考案者、創作者、採択者、育成者)及び承継理由(例えば「相続」、「譲渡契約」)並びに続柄(例えば「発明者の妻」)を記入し、承継を証する書面(例えば戸籍抄本の写し、住民票、譲渡契約書の写しなど)を添付する。

登録補償金請求書

平成 年 月 日

国立大学法人宮崎大学長 殿

「国立大学法人宮崎大学の職員等の職務発明等に対する補償金細則」により、下記の発明等に関する登録補償金を請求します。

請求人	
住所(〒)	
氏名(フリガナ)	
印	
現職	
振込先金融機関名 機関名及び支店名 種別 口座番号	

記

金額	円	権利取得国名
発明等の名称	請求項の数 (発明の数)	発明等の種別 発明 創作 採択 育成
特許番号	特許年月日	権利者名
発明者の氏名	発明者の持分	
発明者が発明を行ったときの所属部署		
その他		

(様式第2の記入上の注意)

- ・「発明等の種別」欄は、該当する発明等の にレを記入する。創作の場合は、意匠、商標のいずれかを囲む。
- ・「発明等の名称」欄は、育成の場合は、品種の名称及び品種の属する農林水産植物の種類を記入する。
- ・「請求項」欄は、創作及び育成の場合は記入を要しない。
- ・「特許番号」欄は、創作の場合は「意匠登録番号」と、採択の場合は「商標登録番号」と、育成の場合は「品種登録番号」とそれぞれ読み替える。
- ・「特許年月日」は、創作の場合は「意匠登録年月日」と、採択の場合は「商標登録年月日」と、育成の場合は「品種登録年月日」とそれぞれ読み替える。
- ・「発明者の氏名」欄は、創作の場合は「創作者の氏名」と、採択の場合は「採択者の氏名」と、育成の場合は「育成者の氏名」とそれぞれ読み替える。
- ・「発明者の持分」欄は、創作の場合は「創作者の持分」と、採択の場合は「採択者の持分」と、育成の場合は「育成者の持分」とそれぞれ読み替える。
- ・「発明者が発明を行ったときの所属部署」は、創作の場合は「創作者が創作を行ったときの所属部署」と、採択の場合は「採択者が採択を行ったときの所属部署」と、育成の場合は「育成者が育成を行ったときの所属部署」とそれぞれ読み替える。
- ・第10条に規定する本学に勤務しなくなった発明者(創作者、採択者、育成者)が補償金を請求する場合は、「その他」欄に本学が職務発明等を承継したときの職名と本学に勤務しなくなった年月日を記入する。
- ・第10条に規定する権利承継者が補償金を請求する場合には、「その他」欄に請求に係る発明者(創作者、採択者、育成者)及び承継理由(例えば「相続」、「譲渡契約」)並びに続柄(例えば「発明者の妻」)を記入し、承継を証する書面(例えば戸籍抄本の写し、住民票、譲渡契約書の写しなど)を添付する。

実施補償金請求書

平成 年 月 日

国立大学法人宮崎大学長 殿

「国立大学法人宮崎大学の職員等の職務発明等に対する補償金細則」により、下記の発明等に関する実施補償金を請求します。

請求人	
住所(〒)	
氏名(フリガナ)	
印	
現職	
振込先金融機関名 機関名及び支店名 種別 口座番号	

記

金額	円	権利取得国名
発明等の名称		発明等の種別 発明 考案 創作(意匠・回路配置・プログラム等の著作物) 採択 育成 案出
特許(出願)番号	特許(出願)年月日	権利者名
発明者の氏名	発明者の持分	
発明者が発明を行ったときの所属部署		
国立大学法人宮崎大学に納入された実施料又は権利の売却代金		円(消費税額 円)
特許の取得に要した経費及び特許の維持保全に必要な経費		円(消費税額 円)
実施者又は権利購入者の住所、氏名(又は名称)		
その他		

(様式第3の記入上の注意)

- ・「発明等の種別」欄は、該当する発明等の にレを記入する。創作の場合は、意匠、回路配置、プログラム等の著作物 のいずれかを囲む。
- ・「発明等の名称」欄は、育成の場合は、品種の名称及び品種の属する農林水産植物の種類を記入する。
- ・「特許(出願)番号」欄は、考案の場合は「実用新案登録(出願)番号」と、意匠の創作の場合は「意匠登録(出願)番号」と、回路配置に係る創作の場合は「回路配置利用権設定登録(申請)番号」と、採択の場合は「商標登録(出願)番号」と、育成の場合は「品種登録(出願)番号」とそれぞれ読み替え、プログラム等の著作物の創作及び案出の場合は記入を要しない。
- ・「特許(出願)年月日」は、考案の場合は「実用新案登録(出願)年月日」と、意匠の創作の場合は「意匠登録(出願)年月日」と、回路配置の創作の場合は「回路配置利用権設定登録(申請)年月日」と、プログラム等の著作物の創作の場合は「承継年月日」と、採択の場合は「商標登録(出願)年月日」と、育成の場合は「品種登録(出願)年月日」と、案出の場合は「秘匿年月日」とそれぞれ読み替える。
- ・「発明者の氏名」欄は、考案の場合は「考案者の氏名」と、創作の場合は「創作者の氏名」と、採択の場合は「採択者の氏名」と、育成の場合は「育成者の氏名」と、案出の場合は「案出者の氏名」とそれぞれ読み替える。
- ・「発明者の持分」欄は、考案の場合は「考案者の持分」と、創作の場合は「創作者の持分」と、採択の場合は「採択者の持分」と、育成の場合は「育成者の持分」と、案出の場合は「案出者の持分」とそれぞれ読み替える。
- ・「発明者が発明を行ったときの所属部署」欄は、考案の場合は「考案者が考案を行ったときの所属部署」と、創作の場合は「創作者が創作を行ったときの所属部署」と、採択の場合は「採択者が採択を行ったときの所属部署」と、育成の場合は「育成者が育成を行ったときの所属部署」と、案出の場合は「案出者が案出を行ったときの所属部署」とそれぞれ読み替える。
- ・「国立大学法人宮崎大学に納入された実施料又は権利の売却代金」欄は、案出の場合は「国立大学法人宮崎大学に納入された実施料又はノウハウの売却代金」とそれぞれ読み替える。
- ・「特許の取得に要した経費及び特許の維持保全に必要な経費」欄は、考案の場合は「実用新案登録に要した経費及び実用新案の維持保全に必要な経費」と、意匠の創作の場合は「意匠登録に要した経費及び意匠の維持保全に必要な経費」と、回路配置の創作の場合は「回路配置利用権設定登録に要した経費及び回路配置利用権の維持保全に必要な経費」と、プログラム等の著作物の創作の場合は、「プログラム等の著作権の維持保全に必要な経費」と、採択の場合は「商標登録に要した経費及び商標の維持保全に必要な経費」と、育成の場合は「品種登録に要した経費及び品種登録の維持保全に必要な経費」と、案出の場合は「ノウハウの維持保全に必要な経費」とそれぞれ読み替える。
- ・「実施者又は権利購入者の住所、氏名(又は名称)」欄は、案出の場合は「実施者又は購入者の住所、氏名(又は名称)」と読み替える。
- ・第10条に規定する本学に勤務しなくなった発明者(考案者、創作者、採択者、育成者、案出者)が補償金を請求する場合は、「その他」欄に本学が職務発明等を承継したときの職名と本学に勤務しなくなった年月日を記入する。
- ・第10条に規定する権利承継者が補償金を請求する場合には、「その他」欄に請求に係る発明者(考案者、創作者、採択者、育成者、案出者)及び承継理由(例えば「相続」

「譲渡契約」)並びに続柄(例えば「発明者の妻」)を記入し、承継を証する書面(例えば戸籍抄本の写し、住民票、譲渡契約書の写しなど)を添付する。

平成 年 月 日

国立大学法人宮崎大学長 殿

所属部局

氏 名

印

出 願 補 償 金 辞 退 届

このことについて、下記発明等の出願に係る補償金の請求を辞退します。

記

発明等の名称：

別記様式第5号(第5条関係)

平成 年 月 日

国立大学法人宮崎大学長 殿

所属部局

氏 名

印

登 録 補 償 金 辞 退 届

このことについて、下記特許等の登録に係る補償金の請求を辞退します。

記

特許等の名称：

平成 年 月 日

国立大学法人宮崎大学長 殿

所属部局
氏 名

印

実 施 補 償 金 辞 退 届

このことについて、下記特許権等実施契約に係る補償金の請求を辞退します。

記

認識特許番号等：
特許等の名称：
相手先：